

あけのほし 2014年3月

「契約の書」

菊田行佳

「あなたは六日の間、あなたの仕事を行い、七日目には、仕事をやめねばならない。それは、あなたの牛やろばが休み、女奴隷の子や寄留者が元気を回復するためである。わたしが命じたことをすべて、あなたたちは守らねばならない。他の神々の名を唱えてはならない。それを口にしてはならない。」

(出エジプト記23章12-13節)

前回から、人が自由に生き、誰からも束縛されないでいられる私たちの生のあり方について、述べさせてもらっています。今回は、キリスト教における「相互契約（双務契約）」の関係性が、人と人の間に自由をもたらし、そしてそこから対等な立場で愛し合うことを可能にしてくれる側面について、話させていただきます。

聖書の中の出エジプト記という文書には、神が与えた戒めである「律法」が書き連ねられています。これは、その「律法」を、神の意志によって示されたと信じる個人個人が集まって、「律法」を守って行くことで、お互いの関係を維持して行くことを選択し、相互に契約を結んだということを表しています。つまり、聖書の民というのは、個人から始まっていて、その個人と神との関係を、「律法」を共通の生きる基盤とした者たちに、広げて行ったものであるわけです。ですから、あくまでもこの契約関係は、個人が主体であって、その一人一人の意志を尊重する関係であるのです。よって役割の違いはあっても、個々の構成員の関係は対等であり、相互の自由や権利は最大限に守られ、ることがこの契約団体においては重要なのです。そこでは、相手の自由を侵さない限りの個人の自由が保障されるものですが、まさにこの自由と権利の侵犯をさせないことに「律法」の各項目が設けられています。

冒頭の聖書の箇所は、安息日規定とあって、1週間のうちに必ず1日は休まなくてはならないと定めたものですが、これは立場の弱い女奴隷の子や寄留者を労働によって酷使してはならないとした規定であります。奴隷自体を設けることがよくないと批判はあるでしょうが、これは時代における限界として理解して頂き、ここではもっぱら雇い主が雇用人の権利を守ることが為されていることに、注目したいと思います。この規定は、まさに雇い主という立場の強い人の権限に歯止めをかけて、立場の弱い人の休息を守ることが目的としてある点で、「律法」の法の精神が最もよく現れているものということが言えます。これが古代のメソポタミア文明にあったハンムラビ法と比較すると両者の違いは明らかです。ハンムラビ法は、経済活動をいかに円滑に出来るかに最大の関心がおかれ、被雇用者よりも雇い主の利益が確保されることが法の目的なのです。そしてその法の成り立ちは、

神の代理である王によって発布されるもので、個人の主体的な契約関係によるものではありません。そして王はハンムラピ法の外に置かれて、王の権力に歯止めをかけることは出来ません。ですから、法は人々を対等に扱うものではなく、治外法権の王と近接した関係を得て、いかに自らの立場を有利にするかが問題とされるようになったのです。

それに対して「律法」は、たとえ王であっても、「律法」の中で規定されていて、王だからとして好き勝手に権力を振るうことは許されていません（申命記17章14-20節）。あくまでも、契約団体の構成員は対等であり、王といえども一人の人の自由や権利を奪うことは出来ないのです。そして「律法」というのは、そのような立場の弱い構成員を、いかに強い立場の人から守るかということに、心血が注がれているのです。「律法」はその目的を、契約団体の対等な共同性を、いかに維持して行けるかに最大の関心が払われていて、そしてそれがそのまま、神の意志であると信じられてきました。

しかし残念ながら、時代の変遷に流されて、聖書の民も経済優先の波にのまれて、「律法」をハンムラピ法のようなものにおとしめてしまうことが、度々起こりました。その都度、「預言者」が神によって起こされ、なんとか本来の「律法」を取り戻そうという働きが為されました。その「預言者」の一人に、アモスという人がいます。アモスは神の意志として、このまま隣人の自由と権利を侵犯し続けて、立ち帰ることがないのなら、神の審判が下されることを預言致します。

「主はこう言われる。イスラエルの三つの罪、四つの罪のゆえに、わたしは決して赦さない。彼らが正しい者を金で、貧しい者を靴一足の値で売ったからだ。彼らは弱い者の頭を地の塵に踏みつけ、悩む者の道を曲げている。父も子も同じ女のもとに通い、わたしの聖なる名を汚している。」

（アモス書2章6-7節）

神の裁きと聞くと、怖いと思われるかもしれませんが、今までの流れから分かるように、隣人の自由と権利の境界を犯し自分の持ち物のように隣人のいのちを扱う者に対して、神の裁きは向けられているのです。それは、そもそも人間個人のいのちも、自由も、権利も、それらはすべて神の手に属しているという考えから来ています。それらの神の領域に属するものを、その境界を犯して、自分勝手に扱おうということに対して、「否！、No！」というのが、「律法」であり「預言者」が預かる神の言葉なのです。

結局の所、イエス・キリストの登場した時代においては、この「律法」の法の精神は廃れてしまい、「預言者」も出現しなくなって久しくなっていました。そこに、現れたイエス・キリストによって、再び、そしてよりはっきりと神の意志として、神の前での対等な契約関係（これを新しい契約として、その聖書の部分を新約聖書と呼びます）を、取り戻したのです。

福沢諭占の『学問のすすめ』にある、「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと言えたり」というのは、欧米から学んだ天賦人權説ですが、それはまさしく前述のキリスト教の考えから来ているのです。そして、現行の私たちの日本国憲法も、この天賦人權説か

ら造られています。イエス・キリストは、誰かの支配の元に生きることがら私たちを解放し、そして今度はその自由を用いて、相互に愛し合う道を開いてくれました。自らの自由を守るためにも、隣人の自由を侵さないことを、まず、して行きたいと願います。